

令和7年度第1回

廿日市市地域包括支援センター運営協議会会議録

廿日市市健康福祉部高齢介護課

1 日時

令和7年7月16日（水）19：00～

2 場所

山崎本社 みんなのあいプラザ 3階 講座室

3 出席者

(1) 委員：大久保会長、堀副会長、井上委員、川村委員（WEB参加）、河内委員、高垣委員、高浜委員、寺田委員、中野委員

(2) 市：森本健康福祉部長、野田上高齢介護課長、（事務局）藤森高齢者支援係長、佐々木

(3) 地域包括支援センター

友重所長、山野所長（地域包括支援センターはつかいち東部）、西野所長（地域包括支援センターはつかいち中部）、横山所長補佐（地域包括支援センターはつかいち西部）、柿丸所長補佐（地域包括支援センターおおの）延安所長補佐（地域包括支援センターさいき）

4 内容

(1) 部長あいさつ

平素は、本市の高齢者福祉行政の推進に、御理解と御協力をいただき、御礼申し上げます。本年度、健康福祉部では、地域包括支援センターの環境を含む部署で組織改編があり、こちらのご紹介もしたい。

地域共生社会の推進の牽引役を担ってもらう目的で地域共生社会推進室を新設し、直営の地域包括支援センターはつかいち西部に基幹型の機能を持たせたことにより、虐待や、困難ケースについて、迅速な対応支援につなげていきたい。

地域包括ケア推進課については、地域包括支援センターはつかいち西部、地域共生社会推進室、高齢介護課へそれぞれ、その機能を移し廃止となった。

今後ますます少子高齢化が進んでいく中で、地域包括支援センターの役割が重要となってくる。本日は、令和6年度事業の実施状況、令和7年

度の事業計画について報告する。併せて、今年度注力をしていく「リエイブルメントサービス」についても説明させていただく。

委員の皆様方には、それぞれの立場からご意見、ご提案をいただき、よりよい地域包括支援センターの運営につなげて参りたい。

(2) 報告事項

ア 令和6年度各地域包括支援センターの事業報告について

イ 令和6年度各地域包括支援センターの事業評価について

※ それぞれ配布資料に基づいて職員から説明した。

【質疑応答】

※イ令和6年度各地域包括支援センターの事業評価についての質問は無し。

➤ 高垣委員

16ページと17ページの、収支報告書内の運営費と物件費項目が、東部と中部とで若干違っているのは事情があるのか？費目の名称が揃っていないのでわかりにくい。

➤ 包括

東部と中部では、法人が別となっている。法人に確認してみないと統一できるかどうかは判断がつかない。包括としては来年度からは、項目を統一する。

➤ 大久保会長

3ページの相談支援延べ件数について、包括おおのが電話相談、面接相談訪問とかが多い印象だが、高齢者の方が大野地域に多いという意味なのか、それとも、地域に密着し施設の方が頑張ってるのか。高齢者の数にそれほど、変化はないようだが。

➤ 柿丸所長補佐

包括おおのは、宮島も含むため、9000人を超える高齢者がおり、相談件数は例年多くなってる。

➤ 高浜委員

7ページの、令和6年度全体、虐待対応件数に、地域包括ケア推進課で1件上がってるが、どういう背景か？

➤ 事務局

住所地特例で施設入所されている方で、地域包括ケア推進課で対応した。成年後見人が確定し、終結に至った。成年後見申立については、住所地のある市町が、虐待対応については、廿日市市が対応したケースである。

➤ 大久保会長

こういった虐待事例で訴訟になることや事例はないか？またご家族が非常に憤慨して、ということもないのか？

≫ 友重所長

ご家族等の関係性を壊さない形で会議で話し合いを行い進めている。施設入所し分離に至ったケースも、納得していただくよう説明や支援を行っている。訴訟に至ったケースはない。

➤ 大久保会長

例えば、職員による虐待への訴訟などもない？

≫ 友重所長

施設入所の虐待については、地域包括支援センターで関わったケースは、ない。（養護施設従事者による高齢者虐待対応：高齢介護課高齢介護係、養護者による高齢者虐待対応：地域包括支援センター）

ウ 令和7年度地域包括支援センターの事業計画について

※ それぞれ配布資料に基づいて職員から説明した。

【質疑応答】

➤ 大久保会長

資料中の高齢者数、高齢化率について、65歳以上と捉えて良いのか？

≫ 友重所長

よい。

➤ 堀副会長

包括西部の人員は、一般事務補助員数が1名から2名になったと言われたが、常勤換算は0.7のままなのか。

≫ 友重所長

常勤換算は1.4に修正となる。

➤ 堀副会長

大野地区では地域ケア会議に力を入れてくださっていると感じた。

仕事上、地域ケア会議に出席する機会があるが、自身の担当地区以外でも地域毎の課題あると再認識した。民生委員に対しても、会議の情報を共有していただけると有り難い。

≫ 友重所長

西部については、参加頂きたい内容の場合には、定例会を通して周知をし、参加いただいている。また、後日協議内容についても報告している。

- ▶ 山野所長
包括東部でもご案内している。今回7月に開催の会議には、5名参加があった。
- ▶ 西野所長
中部については、民生委員に参加頂きたい会議は、お知らせさせて頂いている。昨年度は宮内明石地区のサロンから、防災をテーマにという要望があり、この地域のサロンを中心に開催した。今年度はACPをテーマとしている。
- ▶ 延安所長補佐
包括さいきでも、テーマに沿って開催している。7月の地域ケア会議では、危機管理課の職員から廿日市市の防災体制について説明をしてもらい、民生委員、ケアマネジャーを含むグループワークを実施し、熱心な意見交換となった。民生委員は7名に案内し、5名の参加があった。
- ▶ 堀副会長
説明を聞いて、状況が把握できた。
- ▶ 大久保会長
宮内明石地区にて「ちょっとひと息 医療とふくしの相談室」の中で、防災をテーマとして話をされたとのことだが、危機管理課と一緒に対応するのではないのか。
- ▶ 西野所長
宮内明石地区で開催した講師は、双樹クリニックの災害支援ナースの方にお話をして頂いた。第2、3弾では、危機感管理課に所属している元消防職員から話をしていただいた。
- ▶ 大久保会長
資料3-2について、委託事業の数とは、包括から居宅事業所へ委託した方の数で良いか？委託数が多い事業所には何か理由があるのか。
- ▶ 友重所長
包括から居宅事業所へ委託数となる。多く受けていただいている事業所は、ケアマネジャーの数も多い傾向がある。事業所の場所にもよると思うが、包括毎に委託にばらつきはある。
- ▶ 大久保会長
当団体では、職員の確保に苦心しているが、この資料にある、ケアマネジャー数は、活動している人数ではなく、登録者数なのか？
- ▶ 山野所長
実働数はもっと少ないかもしれない。有資格者の人数となる。
- ▶ 友重所長
委託契約時に登録されたケアマネジャーの人数が記載されており、そ

の人数を資料に転記している。実働人数に近い数字だと認識している。
どなたが実働者なのかまでは、把握していない。

エ 廿日市市地域包括支援センター個人情報保護方針について

※ 配布資料に基づいて職員から説明した。

【質疑応答】

➤ 中野委員

ここでは、西部の対応と書かれているが、東部や中部の対応は？

➤ 山野所長

東部では、個人情報保護の基本方針や個人情報利用目的・管理規定を法人で作成し、契約時には利用者にも配布し説明している。

➤ 西野所長

中部でも法人の規定に基づいて同様の対応をしている。

➤ 中野委員

事故報告については、廿日市市の情報セキュリティポリシーと連携する規定となっているのか？

➤ 友重所長

事故発生時には総務課へ報告し適切な対応を想定している。

➤ 大久保会長

資料4へは、包括西部、さいき、おおのの名前しか記載がないが、東部、中部をこの中に記載することはできないのか

➤ 森本部長

この保護方針については、直営として市の方針に準じて作成している。各委託先については、それぞれの法人が同様の保護方針を作成している。法人は、法人の理念に乗っ取って運営をしているので、それぞれで作成することとしている。

(3) その他

リエイブルメントに向けての取り組みについて

※ 配布資料に基づいて職員から説明した。

【質疑応答】

➤ 堀委員

短期集中型サービスと実施内容が違うのか？

➤ 友重所長

リエイブルメントを進める中で、短期集中型サービスは効果的である

とされている。3ヶ月の間に取り組むべきこと、終了後もしっかり生活できるようセルフマネジメント能力の向上を目指して専門職から指導していただく。

≫ 事務局

短期集中型訪問サービスは、昨年度までは12回の支援であったが、本年度からは、終了後、3ヶ月後に1度担当した専門職が訪問し、目標の達成状況や生活状況を確認し、その後の生活を意識できるよう支援することとなった。通所型サービスについては、実施期間や送迎の関係で利用者の住んでいる地域に制限があったが、本年度、7月8日から多世代サポートセンター3階で毎週火曜日に実施している。移動が困難な方や自宅内での環境整備等必要な方は、短期集中型訪問C、地域の活動や社会資源等、参加したい方には通所型へと提案できる。

➤ 寺田委員

支援としては非常に良いと思うが、利用者側の自立支援の定義と支援者側の定義にずれが生じているという報告を受けている。もう少し利用者本位の支援を検討すべきではないか？参考事例があれば教えていただきたい。又、廿日市市の自立支援の定義も併せてお願いしたい。山口県では、積極的に取り組んだ報告がある。岡山県津山市の職員から、この点について問われた経緯がある。次回の会議では取り上げていただきたい。

➤ 大久保会長

事業対象者の定義を知りたい。

≫ 友重所長

国が定めた基本チェックリスト（25項目）に基づいて、介護申請までは必要ないが、虚弱な傾向が見られ、早めに適切なサービス支援等を行うことで、これ以上悪化させないことを目的として事業対象者かどうか判断する。下肢の筋力低下、口腔機能、認知機能低下、意欲低下など25項目についてチェックし、包括職員が聞き取りをしながら行う。対象年齢は65歳以上の方である。

➤ 大久保会長

要介護認定者は対象外なのか。

≫ 事務局

介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みの中で実施しており、要支援1・2、事業対象者の方が対象である。短期集中型サービスは、要介護認定を受けた方は利用できない。

- 大久保会長
認知症の方はどうなのか。
- 事務局
事業対象・要支援1・2の認定をお持ちの方で、意欲的で目標をしっかり持ち、3ヶ月での目標を達成可能な方であれば利用可能。認知機能に不安があり目標設定や3ヶ月という短期間での改善が難しいと判断された方は、その方にあった適切なサービスを紹介したケースもある。

- 大久保会長
相談窓口は地域包括支援センターだけなのか。ランチでも良いのか。
- 友重所長
ランチでも対応する。
- 井上委員
リエイブルメントサービスについて、要支援から要介護になられた方にこそ、必要なサービスがあると思う。引き続き受けられるサービスが他にもあれば良い。
- 事務局
総合事業の対象は事業対象者・要支援1・2に限定されていたが、国の方針で、総合事業の対象者が弾力化した。通所B（廿日市市介護予防・生活支援サービス事業住民主体型通いの場サービス）・訪問B（廿日市市介護予防・生活支援サービス事業住民主体型助け合いサービス）という住民主体型のサービスは要介護認定を受けていても利用可能である。移動支援として訪問D（廿日市市訪問型移動支援サービス）も同様に利用可能である。要介護認定を受けていても、地域包括支援センターとケアマネジャーとが連携し課題に対応し、必要とするサービスや社会資源へつなぐ仕組みはある。

閉会